

一般社団法人石川ツエーゲンスポーツクラブ
ツエーゲン金沢サッカースクール規約
(シニアサッカークラス)

第1章 総 則

第1条 [名称及び所在地]

本サッカークラブ(以下「本クラブ」という)は名称を「ツエーゲン金沢サッカースクール」と称し、その事務局は、石川県金沢市示野町西2に所存します。

第2条 [所在地]

本クラブは、石川県金沢市示野町西2に事務所を置く。

第3条 [目的]

本クラブは石川県金沢市及び金沢市周辺の都市を活動の拠点とし、青少年・少女・大人に対してスポーツを楽しんで行える充実した環境・施設・プログラムを提供する事業を行い、スポーツを通じた健全な社会作り・子供たちの健全な心身の育成に貢献し、広くスポーツ振興に寄与するとともに地域社会に貢献することを目的とする。

第2章 会 員

第4条 [入会資格]

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- ① 本人及び法定代理人(親権者または後見人)が本クラブの目的に賛同し、かつ、本規約その他本クラブの諸規則を遵守する旨を誓約すること。
- ② スポーツを行うことに適した精神状態、健康状態であること。
- ③ 反社会的勢力に属していないもの。
- ④ 入会時60歳～75歳(75歳退会・76歳になる前月退会)

第3章 入会金及び会費・ユニフォーム費・保険費・年度更新費

第5条 [入会金及び会費・ユニフォーム費・保険費・年度更新費]

本クラブの会員は、クラブの運営に必要な入会金及び会費・ユニフォーム費・保険費・年度更新費を納めるものとする。

・下記の金額は全て税込

クラス	入会金	月会費	保険費	年度更新費
シニア(隔週)	5,500円	3,300円	1,100円	3,300円

① 入会金

入会金は特段の事由がない限り原則として返還されません。

※ 入会をされたスクールと併用をして週に複数回、本スクール別会場に通われる場合は改めて入会金を払う必要はありません。

② 月会費

お子様やお孫様がスクールに入会した場合、入会された方の月会費を1,000円割引します。

※アドバンスクラスやスーパークラスは、割引対象外となります。

③ ユニフォーム費

会員は、スクール活動時に指定されたオフィシャル練習着(上着)を購入し着用して頂きます。

※既にお持ちの方は購入不要

④ 保険費

入会月と3月末に、保険費として1,100円を納めるものとする。

⑤ 年度更新費

毎年、3月末に、3,300円を納めるものとする。

第4章 諸手続

・入会を希望される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本スクール承認の上、入会金、月会費1ヶ月分、ユニフォーム費、保険費をお払込み頂きます。振込手数料は会員の負担となります。その手続きが完了した時点で入会となります。また会員の保護者の方には原則として、毎月の会費徴収の為、本スクール指定の北國銀行にて口座を開設して頂きます。
(25日が土日祝祭日の場合は、翌営業日に引き落とします。引き落としが出来なかった場合は、お振込みにてお支払い頂きます。)

第5章 スクール規則

・練習の振り替えについて。

本スクール事情で振替の設定ができなかった場合は、1,650円/回を返金し1回分実施にあてる。ただし、やむを得ない理由(自然災害・感染症・会場の都合など)により、年間24回を開催できない場合、年間22回以上を開催していれば振替日を設けず、返金の対象とはならない。荒天など、やむを得ない理由により、途中で中止する場合、トレーニング時間の半分を経過していれば1回分のトレーニングとみなす。

・練習の中止について。

雨天でも練習を行うが、大雪・雷・大雨・暴風により、練習が中止となる場合もある。

中止の連絡は、ツエーゲン金沢スクールブログとメールにて原則開始2時間前までに行う。

・欠席について。

①欠席の連絡は不要。

②欠席による月会費の返却・練習の振替はしない。

第6章 会員の義務

第6条 [会費の滞納]

クラブ員が会費の納入を怠った場合、本クラブはその会員に対する指導を停止し、またはその会員を退会させることができる。ただし、事前に本クラブの承認を得ている場合はその限りではない。

第7条 [休会条件]

休会する場合は以下の各号に掲げる手続を行わなければならない。

休会届は前月15日までに提出する。

①所定の休会届に必要事項を記入し提出する。

②年度内の休会期間は、1ヶ月を限度とし、月会費の半額を徴収する。ただし、1ヶ月を超える場合でも特例を認めることもある。

第8条 [退会条件]

クラブ会員・保護者の退会意思を確認した場合に退会を認める。

退会届は前月15日までに提出する。

※15日以降に申し出た場合は、会費の返却はできない事とする。

退会届

個人的な事由により退会する場合は、事務局まで「退会届」を提出すること。
会費の返金が生じる場合は、後日指定口座に入金する。その際に生じる手数料は会員負担とする。

第9条〔所属団体の重複と活動について〕

本クラブ以外のクラブ活動等について制限しない。

第10条〔遵守事項〕

- ①本規約および本クラブの諸規則を遵守すること。
- ②本クラブの指導方針および各コーチの指示に従うこと。

第11条〔指定ウェア・装身具の着用〕

スクール生は、スクール活動時に指定されたオフィシャル練習着(上着)を着用しなければならない。
入会時の購入は、上着(持っている方は不要)、すね当ての着用を義務付けるものとする。
メガネについては、原則認められておらず、ソフトコンタクトレンズもしくはスポーツメガネの着用を推奨する。
どちらも用意できない場合メガネにゴムバンドを着用したものとする。
ただしメガネの着用が原因で自他競技者共々の怪我が発生した場合、その怪我においてはメガネ着用者の責任とし本教室及びコーチは一切損害賠償の責を負わないものとする。

第12条〔保険〕

- ①スクール生は、本クラブが指定するスポーツ安全保険に加入するものとする。
- ②入会月と3月末に、保険費として1,100円を別途引き落とす。
- ③本項①の保険加入手続は、本クラブが一括して代行するものとする。

第13条〔禁止事項〕

- ①本クラブの内部事情を第三者に開示すること。
- ②本クラブの秩序・風紀を乱す行為。
- ③その他本クラブの名誉または利益を害する行為。

第14条〔負傷時の処置〕

- ①本クラブ会員が活動中に負傷、急病した場合は、本クラブが応急処置をとる。
- ②前項の応急処置、それ以降の治療・療養に要する費用は、すべてクラブ会員の負担とする。
ただし、規定の範囲内において第12条の保険の給付が受けられることが出来る。
- ③本クラブ会員が活動中に負傷、急病した場合は、直ちに本クラブ(担当コーチ)に対し通知を行うこと。

第15条〔除名〕

クラブ員が次の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。
(1) 本クラブの名譽を傷つける、及び他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
(2) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。
(3) 会費、その他の支払を2ヶ月以上滞納し、本スクールより催促を受けても、なお所定の期日までに支払いのないとき。

第16条〔料金改定及び閉鎖〕

本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの都合により料金の改定を2ヶ月前に予告することで、改定することができる。
本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続が困難となる事由が生じた場合は、2ヶ月前に予告することにより、無条件に閉鎖することができる。

第17条〔事故の責任〕

クラブ会員は、本クラブにおける活動および会場・グラウンドの利用に際しては、コーチおよび会場・グラウンド責任者の指示及び本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。
また、盗難・傷害・その他の事故が発生しても、本クラブおよびコーチ等に対して何ら損害賠償を請求できない。

第18条〔情報管理〕

運営・広報活動のため、本スクール活動中の写真をホームページ、パンフレット、オフィシャルブログ、オフィシャルツイッター等に掲載することがある。スクール生はこれを了承の上、入会したものとする。

第19条〔規約改正および細則〕

本クラブは、必要に応じ、隨時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

第20条〔その他〕

問題が生じた場合は、隨時、スクール生の意見を参考にお互いに誠意を持って、問題解決に努める。尚、匿名のクレームは受付けない。
担当スクールコーチは本クラブ事情により変更することができる。

第21条〔規約の施行〕

本規約は2025年4月1日より施行する。